

相続人様 各位

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

被相続人様（亡くなられた方）、各相続人の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ参られる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続手続に必要なため、被相続人の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

【市区町村の担当者の方へ】

相続手続を行うにあたり、次の書類を当組合に提出してくださるようお願いしています。

● 被相続人

- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書が必要です。
 - ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- （注）戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

● 相続人

- ・被相続人の戸籍謄本だけでは相続人であることが確認できない場合、相続人の戸籍謄本が必要です。
- ・相続人が兄弟姉妹となる場合は、被相続人の両親（第二順位の相続人）の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- ・代襲相続の場合には、被代襲相続人の戸籍謄本についても必要です。

改製年代	必要戸籍	状況により必要となる戸籍
現在	現在の戸籍（全部事項証明書）	本籍を変更された場合 ・転籍前の戸籍 ご結婚された場合 ・入籍前の戸籍 分籍された場合 ・分籍前の戸籍
（平成6年改製）	改製前の戸籍（昭和23年式）	家督相続・分家している場合 ・家督相続、分家前の戸籍
（昭和23年改製）	改製前の戸籍 (大正4年、明治31年、明治19年)	
（大正4年改製）		
（明治31年改製）		
（明治19年改製）		

